

もの言う自由を守る会6周年総会「一審判決を力に！公安警察に法の網を」
22・07・30 弁護士法人岐阜合同法律事務所 弁護士 岡本浩明

0 運動的観点から

1 一審判決の成果（3点ある）

- (1) 個人情報の要保護性を認めたこと
 - ・ 思想信条の情報は要保護性が高いとした。また、一度、外部に発信したからといって、永続的に第三者に提供することまで当然に許容していたとはいえないとした。
 - ・ 原告らの情報について権利性をきっちり認めたところは評価すべきところ。本件の大きな成果。
- (2) 情報提供の違法性を認めたこと
- (3) 原告全員に同額の慰謝料請求を認めたこと
 - ・ 態様の悪質さを認定した。

↑この3点に確信を持とう

2 一審判決の課題

- (1) 本件意見交換の本質
 - ・ 本件意見交換は、シーテック社を協力者に仕立ててさらなる情報を収集させるためのもの。
情報提供は、シーテック社を協力させるためのエサ。
エサとして提供された情報も、かつて公安警察が情報収集されたもの。
→ 公安警察は好き勝手に情報を収集しまくっている。
- (2) 一審判決の不十分性
 - ・ 一審判決（岐阜地裁）は公安の情報収集は適法とした。
その根拠は警察法2条1項の「公共安全と秩序の維持」のために必要性があったというもの。
↑
過去の裁判例（東京高裁、大阪高裁など）に依拠している。
 - ・ 警察法2条1項の「公共安全と秩序の維持」が根拠となる限り、どんな情

報収集でも適法とされてしまう。「公共の安全と秩序の維持」が抽象的かつあいまいでどうにでも解釈できるから。

3 控訴審で何を獲得すべきか

- ・ 情報収集について、一審判決が適法性を認めてしまったことは切実な問題。情報収集にお墨付きを与えた。

他人事ではない。

今でも情報収集がされており、かつそれが許されるということ。

↓

- ・ 警察法 2 条 1 項が情報収集の適法性の根拠とはならない、ということを名古屋高裁に認めさせる必要がある。(東京や大阪に負けるな！)
これが控訴審で獲得すべき闘いの目標。

4 一審判決の成果を確信にして、やりたい放題の公安警察に法の網をかぶせよう！

- (1) 警察法は根拠にならない→根拠法がない、すなわち情報収集は違法
- (2) 根拠法を新たに作り、公安警察の情報収集を憲法的に規制しよう

(参考)

警察法 2 条

警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。

2 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。